

## 三田市産後ヘルパー派遣事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三田市産後ヘルパー派遣事業実施要綱(以下「要綱」という。)  
第8条に規定する三田市産後ヘルパー派遣事業の実施に関し必要な事項を定める。

(利用の申請等)

第2条 本事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は産後ヘルパー派遣事業利用申請書兼情報提供同意書に市長が別に定める書類を添えて、利用日の7日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(利用の承認等)

第3条 市長は、前条の申請書の提出があった時は、速やかにその内容を審査のうえ、利用の可否を決定し、産後ヘルパー派遣事業利用承認通知書又は産後ヘルパー派遣事業利用不承認通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、事業の利用を承認したときは、産後ヘルパー派遣事業実施依頼書によりその旨を委託事業者に通知するものとする。

(ヘルパーの派遣)

第4条 委託事業者は、前条の産後ヘルパー派遣事業実施依頼書の通知があった場合は、速やかに派遣を開始するものとする。

(サービス内容変更等の連絡等)

第5条 第3条第1項の承認を受けた申請者(以下「利用者」という。)は、申請した事項に変更が生じた場合は、すみやかに市長の指定する期限までに委託事業者  
に連絡しなければならない。

(サービス内容変更等の措置等)

第6条 委託事業者は前条の連絡を受けた場合は、要綱第3条並びに第6条第1号から第2号に定める範囲内においてサービス内容を変更することができる。

2 委託事業者は前項による変更を行った場合は、第8条に規定する各月ごとの報告の際に市長に変更内容を報告しなければならない。

(サービス中止の連絡)

第7条 利用者は、サービスを中止する場合はすみやかに市長の指定する期限までに委託事業者へ連絡しなければならない。

(委託料の請求)

第8条 委託事業者は、各月ごとに実施した産後ヘルパー派遣内容確認書及び産後ヘルパー派遣事業実施報告書を翌月10日までに産後ヘルパー派遣事業費用請求書とともに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書及び請求書の内容を審査し、支払い要件を満たしているものについて、委託料を支払うものとする。

(利用料)

第9条 利用者は、別表1に定める利用料に利用時間を乗じて得た額を、市長が利用者に納付書を発行した日から20日以内に納付しなければならない。

2 利用者のうち、生活保護世帯又は利用者が属する世帯員全員が市民税非課税(以下「市民税非課税世帯」という。)の場合は、利用料の算定に必要な次の各号のいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、利用者が当該世帯員であることを証明するための情報閲覧に同意し、三田市において当該世帯員であることが確認できる場合は、書類の提出を要しない。

(1) 生活保護を受給していることを証明する書類

(2) 市民税非課税証明書

3 利用者は、サービスを受けるにあたり、買い物の際の交通費や品物代金などの実費が発生した場合は、利用料とは別に実費相当額をヘルパーに支払うものとする。

4 利用者は、市長が指定する期限までに委託事業者に連絡せずサービスの変更又は中止した場合は別表2の利用料を納付しなければならない。なお、市長がやむを得ない特別な事情がある場合と認める場合はこの限りではない。

(個人情報の保護)

第10条 委託事業者は、本事業を実施するにあたっては、利用記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課すなど、必要な個人情報保護対策を講じなければならない。

(帳票類の保管及び廃棄)

第11条 委託事業者は、帳票類の滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意のうえサービスの提供後、5年間保存しなければならない。

2 委託事業者は、保存年月の過ぎた帳票類を破棄する場合は、裁断又は溶解処理を確実に実施しなければならない。

付 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する

別表1（第9条関係）

利用者の属する世帯区分		1時間あたりの利用料
生活保護世帯及び市民税非課税世帯		0円
上記以外の世帯	初回利用から2時間まで	0円
	累積利用時間が2時間を超え4時間まで	250円
	累積利用時間が4時間を超える場合	500円

備考

- 1 この表において「生活保護世帯」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている世帯をいう。
- 2 この表において「市民税非課税世帯」とは、利用する月の属する年度（利用する月が4月又は5月である場合は、前年度）の世帯員全員の市民税が非課税の世帯をいう。

別表2（第9条関係）

利用者の都合によりヘルパーの派遣が変更・中止された場合の1派遣あたりの利用者負担額	
利用者が市長が指定する期限までに連絡をした場合	0円
利用者が市長が指定する期限までに連絡をしなかった場合	930円